

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく
救済措置の申請受付の時期の決定について

平成 24 年 2 月 3 日（金）

環境省総合環境政策局環境保健部

企画課特殊疾病対策室

代表：03-3581-3351

直通：03-5521-8257

室長：桐生 康生(内線 6330)

室長補佐：大坪 寛子(内線 6337)

室長補佐：今井 正之(内線 6331)

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）」及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成 22 年 4 月 16 日閣議決定）」に基づく救済措置については、平成 22 年 5 月 1 日から申請受付を開始したところですが、今般、救済措置の方針に基づき、救済措置の申請受付の時期の見極めを行いましたのでお知らせします。

また、救済措置の申請の受付時期を見極めるに当たり、当該時期までに、しっかりと周知広報を行うため、別添のとおり、「今後の周知広報について」を取りまとめました。さらに、国としては、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、別添のとおり「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を取りまとめ、関係地方公共団体や関係事業者と協力して、様々な施策を講ずることとしておりますので、これらも併せてお知らせします。

記

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針中の 1.（救済措置）（4）（申請の受付）に規定する申請受付の時期は、平成 24 年 7 月 31 日までとします。

別添資料：「今後の周知広報について」

「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」